

ぐんま障害者芸術文化活動支援センター（仮称）開設準備事業 における業務委託企画提案実施要領

1 業務の名称

ぐんま障害者芸術文化活動支援センター（仮称）開設準備業務

2 業務の趣旨・目的

本業務は、障害のある方の芸術文化活動を推進するため、令和5年度に開設を予定している「ぐんま障害者芸術文化活動支援センター（仮称）」が円滑に運営されるよう、県内の関係者のネットワークづくりや情報収集・発信、相談支援などを行うもの。

3 業務の内容

ぐんま障害者芸術文化活動支援センター（仮称）設置準備のため、群馬県内で次の①～⑤の事業に取り組む。

- ① 関係者のネットワークづくり
- ② 情報収集（実態把握）
- ③ 相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）
- ④ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ⑤ 成果報告のとりまとめ

4 費用の上限額

本事業の見積額は、3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は事業者の負担とする。
- ・受託事業者は、障害者芸術文化活動広域支援センター（南東北・北関東ブロック）を受託している特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン（以下、「エイブル・アート・ジャパン」という。）との間で、業務委託契約を締結する。

5 契約期間

契約締結の日（令和4年7月1日予定）から令和5年3月31日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・群馬県内に主たる事務所を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること
- ・群馬県内で障害者の芸術文化活動に係る取組の実績を有していること、又は関連する領域の中間支援組織としての実績を有していること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ・破産宣告を受け復権していない者ではないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者ではないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと

7 スケジュール

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 募集開始 | 令和4年5月2日（月） |
| (2) 申込締切 | 令和4年5月27日（金） |
| (3) プレゼンテーション審査会 | 令和4年6月3日（金） |
| | ※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、オンライン会議システムで行う場合もある。 |
| (4) 受託事業者の決定及び通知 | 令和4年6月中旬 |
| (5) エイブル・アート・ジャパンとの契約締結 | 令和4年6月下旬（予定） |
| (6) 事業開始 | 令和4年7月1日（金）（予定） |

8 応募方法

- (1) 応募申込・企画提案書等の提出

企画提案への応募を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること

- (ア) 提出書類（①～③は6部ずつ、④は1部を提出）

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 企画書（様式2、様式2別紙）
- ③ その他添付資料

- ・法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行された、「現在全部事項証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれか。コピー可）
- ・決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）
- ・その他の資料（法人の概要、過去の実績等がわかるパンフレット等）

(イ) 提出方法・提出期限

- ① 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る）

※持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時まで

- ② 提出期限：令和4年5月27日（金）17時必着

- ③ 提出先

ぐんま障害者芸術文化支援センター（仮称）開設準備事務局

群馬県健康福祉部障害政策課 担当：塩谷

（住所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 電話：027-226-2634）

- ④ 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

- ⑤ その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にする。
- ・提出後に辞退する場合は、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出すること。

9 審査

(1) 選考方法

提出書類及びプレゼンテーション審査会の内容により実施する。

(2) 審査日

令和4年6月3日（金）以降

(3) 審査基準（配点（計100点））

- | | |
|-----------------|-----|
| ・業務の実施体制 | 20点 |
| ・業務の実施内容（基本方針） | 10点 |
| ・業務の実施内容（業務内容） | 30点 |
| ・同種業務の経験又は技術的適性 | 20点 |
| ・業務に要する経費及びその内訳 | 20点 |

10 受託予定者の選定及び契約

(1) 審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行った者を本事業の契約相手方の候補者とする。

(2) 本事業は、障害者芸術文化活動支援センター（南東北・北関東ブロック）を受託しているエイブル・アート・ジャパンによって実施されるものであり、契約時には改めて内容を協議し、エイブル・アート・ジャパンと契約相手方候補者の間で委託契約を締結する。

(3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

11 選定結果の通知

企画提案書の提出があった全ての事業者に対し、文書により通知する。

12 その他留意事項

- (1) 事業者選定の手続きにかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された資料は返却しない。
- (3) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で他の目的には使用しない。
- (4) 審査事務に必要な範囲において、企画提案書を複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

13 問い合わせ先

ぐんま障害者芸術文化支援センター（仮称）開設準備事務局

- (1) 群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係（担当：塩谷）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

（電話）027-226-2634 （FAX）027-224-4776 （E-MAIL）shougai@pref.gunma.lg.jp

- (2) 障害者芸術文化活動支援センター（南東北・北関東ブロック）

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン内（担当：柴崎）

〒101-0021 宮城県仙台市青葉区大町2丁目3-2 2 第五菊水ビル3階

（電話）070-5041-6043 （FAX）022-774-1576 （E-MAIL）soup@ableart.org